

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	17	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	廃棄物再生処理用設備に係る課税標準の特例措置の延長（廃木材破砕・再生処理装置）		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 廃木材再生処理装置 ・ 特例措置の内容 廃棄物再生処理用の機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準は、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、通常の課税標準となるべき価格の4分の3とする。 		
[関係条文]	[地法附第15条第15項、地令附第11条第23項、地規附第6条第41項第2号]		
要望理由	<p>最終処分場の逼迫が深刻化している中、再利用されずに単なる焼却処理を施されている建設発生木材等の廃木材について、再利用を進めていくことは喫緊の課題である。建設発生木材については「建設リサイクル推進計画2008」において平成24年度における再資源化率を77%以上にする目標が設定されているが、平成17年度の水準は68.2%となっており、目標達成に向けてその有効利用を進める必要がある。さらに、地球温暖化防止のため、化石燃料の消費抑制を図る観点から、ボイラー・発電用の燃料利用を進めていく必要がある。</p> <p>廃木材の木質ボード等への再利用を可能とし、その再資源化を促進するためには、廃木材破砕・再生処理装置の導入が必要であるが、その導入に当たっては、イニシャルコストが高い等の課題もあることから、当該設備の導入を積極的に支援するため、本税制措置を引き続き講ずる必要がある。</p>		
減収見込額	(初年度) - (11) (平年度) - (35) (単位: 百万円)		
地方税以外の措置	既存	・ 国税	・ 融資、補助金その他 森林・林業・木材産業づくり交付金 木材産業原料転換等構造改革緊急対策事業
	22年度の要望	・ 国税	・ 融資、補助金その他 森林・林業・木材産業づくり交付金 木材産業原料転換等構造改革緊急対策事業
過去の要望経緯	平成4年度に創設、平成16年度の税制改正において課税標準を最初の3年間3分の2から4分の3に引き下げて延長が認められた。		
本要望に対応する縮減案			